

香川県条例第5号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第3条の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）にあっては給料並びに初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。）第11条の3又は公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。）第23条の3の規定による手当を含む。）、へき地手当（へき地手当等に関する条例（昭和46年香川県条例第16号）第5条の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、夜勤手当、休日給及び宿日直手当（以下「各種手当」という。）並びに期末手当をいい、同項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）にあっては報酬及び期末手当をいう。

2 前項の給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。）第23条第2項又は公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）第22条第2項の規定により任命権者が定める第2号会計年度任用職員の勤務時間による勤務に対する報酬であって、各種手当及び期末手当を除いたものとする。

(第2号会計年度任用職員の給料)

第3条 第2号会計年度任用職員の給料月額は、別表の左欄に掲げる職種の区分及び同表の中欄に掲げる給与条例の給料表の種類の区分に応じ、同表の右欄に掲げる給料月額を超えない範囲内において人事委員会規則（任命権者が教育委員会である会計年度任用職員にあっては、人事委員会に協議して定める教育委員会規則。以下同じ。）で定めるところにより決定する。

2 特別の事情により、前項の規定により難い職にある者の給料月額については、任命権者が人事委員会に協議して定める。

(第2号会計年度任用職員の給与の支給等)

第4条 この条例に定めるもののほか、第2号会計年度任用職員の給与に関する次に掲げる事項については、常勤の職員の例による。

- (1) 給料の計算期間その他給料の支給に関する事項
- (2) 各種手当の支給に関する事項
- (3) 勤務1時間当たりの給与額の算出に関する事項

2 第2号会計年度任用職員が勤務しないときは、勤務時間等条例第10条に規定する休日（以下「休日」という。）である場合（休日に勤務することを要しない者である場合に限る。）、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては当該代休日である場合、勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合（無給の休暇による場合を除く。）その他勤務を要しない場合として任命権者が人事委員会に協議して定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前項第3号の規定により常勤の職員の例によることとされた勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第5条 基準日（給与条例第14条の5又は学校職員給与条例第24条の3の基準日をいう。以下同じ。）にそれぞれ在職する第2号会計年度任用職員のうち任

期が6月以上の者（任期が6月末満の者のうち任命権者が人事委員会に協議して定める者を含む。）に対しては、常勤の職員の例に準じて期末手当を支給する。

- 2 第2号会計年度任用職員の期末手当基礎額、在職期間その他期末手当の支給に関し必要な事項は、任命権者が人事委員会に協議して定める。
(第2号会計年度任用職員の旅費)

第6条 第2号会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、常勤の職員の例により旅費を支給する。

(第1号会計年度任用職員の報酬)

第7条 月額で報酬を定める第1号会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

2 日額で報酬を定める第1号会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定める第1号会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の基準月額は、前3項の第1号会計年度任用職員をその職員と同じ職務を行う第2号会計年度任用職員であるとみなして第3条の規定を適用した場合に適用される給料月額とする。

5 前各項の規定にかかわらず、特別の事情によりこれにより難い職にある者の報酬の額は、任命権者が人事委員会に協議して定める。

(第1号会計年度任用職員の報酬の支給)

第8条 第1号会計年度任用職員の報酬は、1月を計算期間とし、任命権者が人事委員会に協議して定める日に支給する。

2 月額で報酬を定める第1号会計年度任用職員に対しては、常勤の職員の例により報酬を支給する。

3 日額又は時間額で報酬を定める第1号会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

(第1号会計年度任用職員の初任給調整手当等に相当する報酬)

第9条 第1号会計年度任用職員に対しては、常勤の職員の例により初任給調整手当及び地域手当に相当する報酬（日額又は時間額で報酬を定める者にあっては、任命権者が人事委員会に協議して定めるところにより算出した日額又は時間額の報酬）を支給する。ただし、任命権者が人事委員会に協議して定める者にあってはこの限りでない。

2 第1号会計年度任用職員が職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第55号）第3条から第23条までに規定する業務又は学校職員給与条例第23条第1項各号に掲げる業務（教育委員会が人事委員会に協議して定める業務に限る。）に従事したときは、常勤の職員の例により特殊勤務手当に相当する報酬を支給する。

(第1号会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬)

第10条 第1号会計年度任用職員が、その者について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、超過勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で任命権者が人事委員会に協議して定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務又はあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務のうち、その勤務の割振り変更前の正規の勤務時間との合計が1週間当たり38時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日給に相当する報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間を割り振られていない日に勤務を割り振られ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（任命権者が人事委員会に協議して定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で任命権者が人事委員会に協議して定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当に相当する報酬として支給する。
- 4 次の各号に掲げる時間を合計した時間が1箇月について60時間を超えた第1号会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当に相当する報酬として支給する。
- (1) 第1項に規定する勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）
(2) 前項に規定する勤務の時間（任命権者が人事委員会に協議して定める時間を除く。） 100分の50
(第1号会計年度任用職員の休日給に相当する報酬)

第11条 勤務することを要しない休日（任命権者が人事委員会に協議して定める場合にあっては、任命権者が人事委員会に協議して定める日）において、正規の勤務時間中に特に勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間（代休日を指定されて、当該休日の正規の勤務時間の全部を勤務した者にあっては、当該休日に代わる代休日の正規の勤務時間中に勤務した全時間）に対して、休日給に相当する報酬を支給する。当該休日に準ずるものとして、任命権者が人事委員会に協議して定める日において勤務した職員についても、同様とする。

- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で任命権者が人事委員会に協議して定める割合を乗じて得た額とする。
(第1号会計年度任用職員の夜勤手当に相当する報酬)

第12条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する第1号会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第15条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額を夜勤手当に相当する報酬として支給する。

(第1号会計年度任用職員の宿日直手当に相当する報酬)

第13条 宿日直勤務（宿直勤務又は日直勤務として任命権者が人事委員会に協議して定める勤務をいう。）を命ぜられた第1号会計年度任用職員には、その勤務1回につき、給与条例第14条の2第1項又は学校職員給与条例第24条第1項に定める額を宿日直手当に相当する報酬として支給する。

- 2 前項の勤務は前3条の規定による勤務には含まれないものとする。

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第14条 基準日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員（任命権者が人事委員会に協議して定める者を除く。）のうち任期が6月以上の者（任期が6月未満の者のうち任命権者が人事委員会に協議して定める者を含む。）で、かつ、任命権者が人事委員会に協議して定める方法により算出する1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に対しては、常勤の職員の例に準じて期末手当を支給する。

- 2 第1号会計年度任用職員の期末手当基礎額、在職期間その他期末手当の支給に関し必要な事項は、任命権者が人事委員会に協議して定める。

(第1号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第15条 第1号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額で定める報酬 第7条第1項の規定により計算して得た報酬の額又は同条第5項の規定による報酬の額（以下これらを「基礎報酬月額」という。）並びに第9条第1項に規定する初任給調整手当及び地域手当に相当する報酬並びに同条第2項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬の額（報酬の額が月額をもって定められているものに限る。）の合計額（報酬の減額に係るものにあっては、基礎報酬月額及び同条第1項に規定する地域手当に相当する報酬の額の合計額に限る。）に12を乗じ、その額を当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから任命権者が人事委員会に協議して定める時間を減じたもので除して得た額

- (2) 日額で定める報酬 第7条第2項の規定により計算して得た報酬の額又は同条第5項の規定による報酬の額（以下これらを「基礎報酬日額」という。）並びに第9条第1項に規定する初任給調整手当及び地域手当に相当する報酬の額の合計額（報酬の減額に係るものにあっては、基礎報酬日額及び同項に規定する地域手当に相当する報酬の額の合計額に限る。）を、当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額で定める報酬 第7条第3項の規定により計算して得た報酬の額又は同条第5項の規定による報酬の額並びに第9条第1項に規定する初任給調整手当及び地域手当に相当する報酬の額の合計額

（第1号会計年度任用職員の報酬の端数処理）

第16条 前条第1号及び第2号に掲げる勤務1時間当たりの報酬額並びに第10条から第12条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（第1号会計年度任用職員の報酬の減額）

第17条 月額又は日額で報酬を定める第1号会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日である場合（休日に勤務することを要しない者に限る。）、代休日を指定されて休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては当該代休日である場合、勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合（無給の休暇による場合を除く。）その他勤務を要しない場合として任命権者が人事委員会に協議して定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第15条第1号及び第2号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に掲げる勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

（第1号会計年度任用職員の費用弁償）

第18条 第1号会計年度任用職員に対しては、任命権者が人事委員会に協議して定める額を通勤に係る費用弁償として支給する。

2 第1号会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を常勤の職員の例により支給する。
（休職者の給与）

第19条 会計年度任用職員が法第28条第2項各号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、いかなる給与も支給しない。
（会計年度任用職員の給与からの控除）

第20条 給与条例第16条の4及び学校職員給与条例第30条の規定は、会計年度任用職員について準用する。
（口座振替による給与の支払）

第21条 給与は、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。
（委任）

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が人事委員会に協議して定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)
- 2 非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例（昭和22年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第1条 人事委員会の委員、選挙管理委員会の委員、非常勤の監査委員、公安委員会の委員、教育委員会の委員、労働委員会の委員及び特別調整委員並びにあっせん員、収用委員会の委員並びにあっせん委員及び仲裁委員、海区漁業調整委員会の委員及び専門委員、内水面漁場管理委員会の委員、	第1条 人事委員会の委員、選挙管理委員会の委員、非常勤の監査委員、公安委員会の委員、教育委員会の委員、労働委員会の委員及び特別調整委員並びにあっせん員、収用委員会の委員並びにあっせん委員及び仲裁委員、海区漁業調整委員会の委員及び専門委員、内水面漁場管理委員会の委員、

選舉長、選舉分會長、選舉立会人その他非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。））には、この条例の定めるところにより報酬及び費用弁償として旅費を支給する。

選舉長、選舉分會長、選舉立会人その他非常勤の職員には、この条例の定めるところにより報酬及び費用弁償として旅費を支給する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

3 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（この条例の目的等） 第1条 略	（この条例の目的等） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び第57条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。
2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の校長及び教員並びに <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u> の給与については、別に条例で定める。	2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の校長及び教員の給与については、別に条例で定める。
（給料表等） 第3条 略	（給料表等） 第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1) 行政職給料表（別表第1） (2) 公安職給料表（別表第2） (3) 研究職給料表（別表第3） (4) 医療職給料表（別表第4） ア 医療職給料表(一) イ 医療職給料表(二) ウ 医療職給料表(三) (5) 大学教育職給料表（別表第5） 2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第16条の3に規定する職員以外の全ての職員に適用する。 3 略
（級別定数及び初任給、昇格、昇給の基準） 第4条 略	（級別定数及び初任給、昇格、昇給の基準） 第4条 略

2～12 略

2～5 略

6 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会規則で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条第1項又は第2項の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

7 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、3号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

8 55歳以上の職員のうち人事委員会規則で定める職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。

9 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

10 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

11 第6項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

12 略

(特定の職員についての適用除外)

第14条の4 略

2～4 略

5 第4条第6項及び第7項の規定は、臨時的に任用された職員には適用し

第14条の4 第11条の4、第13条、第14条及び第15条の規定は、特別調整額受給職員には適用しない。

2 第7条から第9条の4まで、第11条、第13条から前条まで、第14条の8及び第15条の規定は、第3条の2の規定の適用を受ける職員には適用しない。

3 第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の4、第11条の2及び第11条の3の規定は、再任用職員には適用しない。

4 第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の4、第10条の2、第11条の2及び第11条の3の規定は、短時間勤務職員（再任用職員を除く。）には適用しない。

ない。

附 則

1 略

2・3 略

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

略

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第16条の3に規定する職員を除く。

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

4 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者で香川県においてその給与を支給し、又は負担しているもの（常時勤務を要する職を占める職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）をいう。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者で香川県においてその給与を支給し、又は負担しているものをいう。</p> <p>(1) 高等学校及び特別支援学校に勤務する職員のうち、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手</p> <p>(2) 中学校及び小学校に勤務する職員のうち、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師</p>
(給料表)	(給料表)

第5条 略

2 職員の職務は、これを前項の給料表（以下「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準は、給料表ごとに等級別基準職務表（別表第3）に定めるとおりとする。

（初任給、昇格及び昇給の基準）

第7条 略

2～9 略

第5条 紹介表の種類は、次に掲げるとおりとし、各紹介表の適用範囲は、それぞれ当該紹介表に定めるところによる。

(1)・(2) 略

2 前項の紹介表（以下「紹介表」という。）は、臨時に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）以外の全ての職員に適用する。

3 職員の職務は、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準は、各給料表ごとに等級別基準職務表（別表第3）に定めるとおりとする。

（初任給、昇格及び昇給の基準）

第7条 略

2 略

3 職員の昇給は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条第1項又は第2項の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、3号給）とすることを標準として人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳以上の職員のうち人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

(通勤手当)

第22条の3 略

2 略

3 略

- (1) 通勤用定期乗車券（これに準ずるものと含む。）による特別急行列車等の利用に係る通勤手当 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める期間をいう。以下この号及び附則第3項第1号において同じ。）につき、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める通勤することが著しく困難である職員（以下この号において「特別通勤困難職員」という。）にあっては、特別料金等の額に相当する額。以下この項において同じ。）。ただし、当該特別料金等の額の2分の1に相当する額を人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより算出した支給単位期間の月数で除して得た額が2万円（特別通勤困難職員にあっては、4万円。以下この項において同じ。）を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額
- (2) 特別急行列車等の利用に係る通勤手当（前号に掲げる通勤手当を除く。） 支給単位期間（1箇月を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める期間をいう。以下この号及び附則第3項第2号において同じ。）につき、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額が2万円を超えない

9 略

(通勤手当)

第22条の3 略

2 略

3 人事委員会に協議して教育委員会規則で定める通勤することが困難である職員であって、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特別急行列車等」という。）でその利用が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める場合にあっては、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額）をいう。以下同じ。）を負担するものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 通勤用定期乗車券（これに準ずるものと含む。）による特別急行列車等の利用に係る通勤手当 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める期間をいう。以下この号及び附則第4項第1号において同じ。）につき、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める通勤することが著しく困難である職員（以下この号において「特別通勤困難職員」という。）にあっては、特別料金等の額に相当する額。以下この項において同じ。）。ただし、当該特別料金等の額の2分の1に相当する額を人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより算出した支給単位期間の月数で除して得た額が2万円（特別通勤困難職員にあっては、4万円。以下この項において同じ。）を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額
- (2) 特別急行列車等の利用に係る通勤手当（前号に掲げる通勤手当を除く。） 支給単位期間（1箇月を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める期間をいう。以下この号及び附則第4項第2号において同じ。）につき、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額が2万円を超えない

範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額を超えるときは、当該教育委員会規則で定める額

(3) 略

4 略

(特定の職員についての適用除外)

第23条の4 略

2 略

3 第7条第3項及び第4項の規定は、臨時的に任用された職員には適用しない。

附 則

1・2 略

3・4 略

範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額を超えるときは、当該教育委員会規則で定める額

(3) 略

4 略

(再任用職員及び短時間勤務職員についての適用除外)

第23条の4 第19条の2、第20条、第21条、第22条の2、第23条の2及び前条の規定は、再任用職員には適用しない。

2 第19条の2、第20条、第21条、第22条の2、第22条の4、第23条の2及び前条の規定は、短時間勤務職員（再任用職員を除く。）には適用しない。

附 則

1・2 略

3 臨時に任用された職員及び非常勤職員（短時間勤務職員を除く。）の給与については、この条例の規定にかかわらず任命権者が人事委員会に協議して別に定める。

4・5 略

別表（第3条関係）

職種	給料表の種類	給料月額
1 保健所等に勤務する医師及び歯科医師の職で人事委員会規則で定めるもの	給与条例別表第4 医療職給料表ア 医療職給料表（一）	1級33号給の給料月額
2 保健所等に勤務する栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師その他の職で人事委員会規則で定めるもの	給与条例別表第4 医療職給料表イ 医療職給料表（二）	1級の給料月額のうち、2級5号給の給料月額の直近下位の額に相当する給料月額
3 保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師その他の職で人事委員会規則で定めるもの	給与条例別表第4 医療職給料表イ 医療職給料表（二）	2級19号給の給料月額
4 保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職で人事委員会規則で定めるもの	給与条例別表第4 医療職給料表ウ 医療職給料表（三）	2級13号給の給料月額
5 特別の免許若しくは資格又は特別の知識、技能若しくは経験を必要とする職（1から4までに掲げる職を除く。）	給与条例別表第1 行政職給料表	2級12号給の給料月額

で人事委員会規則で定めるもの 6 1から5までに掲げる職以外の職	給与条例別表第1 行政職給料表	1級29号給の給料月額
-------------------------------------	-----------------	-------------